

公益財団法人日本アイバンク協会令和7年度事業計画
(公1:普及啓発 公2:アイバンク指導助成、公3:研究教育助成)

1 普及啓発事業 (公1)

献眼登録の推進を図り、かつ登録者を献眼に結びつける努力をするとともに、角膜移植等普及のための啓発活動を実施する。

- (1)普及啓発のためのポスター、カレンダー等を印刷し、全国の都道府県庁、保健所、大学病院、眼科病(医)院などに配布し掲示を依頼する。加えて、多数の人が利用する施設などへの掲示を依頼し、普及啓発の一層の推進に努力する。
- (2)キャラクターグッズを製作する。
- (3)ホームページを通じて、アイバンク活動に関する情報を提供する。
- (4)角膜提供申込書、登録者カード及びパンフレット、カレンダーなどを印刷製作し、関連施設に配布する。
- (5)普及啓発用DVD「ヒ・カ・リ」を活用して、普及啓発の更なる推進を図る。
- (6)普及啓発用DVD「角膜移植についての説明(図を中心)および献眼に必要な知識・情報に関する内容」の2本を制作する。
- (7)角膜移植等における諸問題、献眼者・開眼者の記事、提供眼球の安全性、統計、角膜移植講座及びアイバンク地方版等を掲載したアイバンクジャーナルを年2回発行し、アイバンク、医療スタッフ、賛助会員、マスコミ、公共機関、ライオンズクラブ等に配布し、その普及啓発に努める。
- (8)献眼者に対し協会の感謝状を贈呈する。
- (9)各種の行事、会合などを利用して普及啓発に努め、また、各種活動の後援などを行う。
- (10)ライオンズクラブと連携して普及啓発のための事業の推進を図る。
- (11)賛助会員会費の自動振込制度を引き続き進めるとともに、賛助会員の増加を図る。
- (12)募金活動
 - ①アイバンク活動の普及啓発・研究助成をさらに発展させるため、募金活動を推進する。
 - ②ライオンズクラブとの提携による募金を継続するとともに、事業活動充実のための資金の増収を図る新たな方策について推進する。
- (13)眼科医を対象に角膜移植および献眼に必要な知識、技術の啓発 (公3)
 - ①第7回アイバンクセッションを日本角膜学会、日本角膜移植学会と共催で第79回日本臨床眼科学会において実施し、角膜移植に必要な技術の啓発を行う。
 - ②第6回アイバンクセミナーを第79回日本臨床眼科学会で開催する。

2 アイバンク指導助成事業（公2）

(1) 広域活動の推進

- ① 角膜の利用を円滑に行うため、アイバンク広域活動連絡会（含む、Web会議）などを活用して開催するとともに、かつアイバンク情報データメーリングリストを介して角膜の広域あっせん活動の推進を図る。
- ② 第48回全国アイバンク連絡協議会を開催する。

(2) 安全確保事業

- ① アイバンクメーリングリスト等を介して提供角膜等の安全性確保事業を指導推進する。
- ② 感染症に対応するための態勢の強化をはかる。

(3) アイバンク人材育成事業

アイバンク事業の推進に資するため、アイバンクスタッフ及びアイバンクサポーターの養成事業を推進する。

- ① アイバンク協会認定スタッフの養成を目的として、年1回認定試験を実施し、認定スタッフを登録管理する。
- ② アイバンク協会認定サポーターを育成するため、サポーター講習会を開催する。

(4) アイバンク角膜移植普及啓発活動助成事業

アイバンク間の指導助成を行う。

(5) 研究・調査統計活動

- ① 全国アイバンクの角膜提供登録、献眼及び利用状況の把握に努める。
- ② 角膜あっせんにかかる調査および角膜移植待機患者数の把握に努める。
- ③ その他、必要に応じ調査統計活動を行う。

3 研究教育助成事業（公3）

角膜を中心とする海外での研究に対し助成する。

4 諸団体等との連絡・調整（公1）

献眼推進及び角膜移植推進のため、下記関連の団体との連絡調整その他必要な事業を行う。

(1) 各アイバンク

(2) 日本臓器移植ネットワーク

- (3)日本医師会、日本眼科学会、日本眼科医会および都道府県眼科医会
- (4)日本角膜学会及び日本角膜移植学会
- (5)各ライオンズクラブ
- (6)日本失明予防協会
- (7)全日本病院協会等医療関係団体
- (8)その他の団体

5 情報システムの整備（公2、3）

上記1～5の円滑な実施のために情報システムの整備をおこなう。

6 公益事業を実施するための財務整備

令和6年度までの特定費用準備資金（鈴木基金記念事業）による事業の完了をうけ、特定資産の運用に関する規定の整備をはかり、事業1から5ならびに協会の趣旨に沿う活動を後援する。